

消費者安全法の規定に基づく事業者への勧告の概要

実施日	事案名	概要
H25.12.26	インターネットを用いたオンラインゲーム事業の紹介者を募集する「株式会社ELICC JAPAN」に関する件	<ul style="list-style-type: none"> ・ ELICC JAPAN は、自社事業の紹介者の募集を口コミの勧誘により行っていました。事業の説明は業績予測であるにもかかわらず、「事業は必ず成功する」、「紹介者になるには登録料を支払う必要があるが、ゲームが始まれば収益の一部を配当として受け取れるから、必ず利益を得ることができる」と必ず儲かるかのように消費者に告げていました（断定的判断の提供）。 <p style="text-align: center;">http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/131226adjustments_1.pdf</p>
H25.12.17	有料老人ホームの運営を装って「新株引受権付社債」を募集する「友愛ホーム株式会社」に関する件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 友愛ホームは、有料老人ホーム事業について記載した資料を消費者宅に送付し、自ら当該事業を営んでいるかのように装って社債の募集を行っていましたが、同社にかかわる拠点も老人ホーム設置の届出もなく、事業実態がないことが判明しました（不実の告知）。 ・ 勧誘に際しては、友愛ホームとは別の買取仲介業者と称する者が消費者に電話をし、代理申込み・申込金の立替えをゆうパック等の方法による現金送付を依頼しますが、支払い後、当該業者とは連絡が取れなくなっていました。 <p style="text-align: center;">http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/131218adjustments_1.pdf</p>